

はじめに

2011年3月11日の東日本大震災発生による東京電力福島第一原発事故（以下、福島原発事故）が起こり、それに伴って放射性物質が、広範な地域・人々の上に放出され、2021（令3）年3月11日で丁度10年となる。しかし、帰還困難区域（一部地域を除く）を初めとした多数の地域住民が引き続き避難を継続しているし、帰還困難区域（一部地域を除く）を除く区域の避難指示が解除されたものの、こうした地域の再生・復興も十分に見通せない。また、同原発サイトに目を転じれば、放射能汚染水が満杯に近く海洋放出が検討されているし、さらには、福島原発の廃炉の工程も緒についたばかりで将来的な行方が見通せない状況が続いている。

福島原発事故後、原発に対する安全審査体制は、旧原子力安全・保安院及び旧原子力安全委員会から、原子力規制委員会へと編成換えされた。そして、同委員会に対して、福島原発事故後停止（＝2年近くの期間全部停止）していた全国の原発について、新規制基準（2013年7月施行）のもとで再稼働の審査が行われて許可され、2020年8月現在、高浜3・4号機ほか合計9基が再稼働を開始（定期検査中を含む）している。もっとも、福島第一・第二原発を初めとして、計24基の廃炉が決定され又は検討されている。こうした原発の再稼働に対して、多くの原発周辺地域の住民により、再稼働の禁止等を求める差止め訴訟が起こされている（2020年9月現在、民事訴訟は仮処分も含め全国24件が裁判所に係属中〔行政訴訟のみのものを含めると34件が係属中〕）。

福島原発被害の避難者は、今なお、全国的規模で避難を継続している。復興庁・福島県によれば、2020年4月1日現在、東日本大震災による避難者の合計は、福島県からだけで、3万8645人（福島県内への避難者と福島県外への避難者の合計）にのぼる。こうした中、福島県内外からの避難者（北海道地方から九州地方までの全国に及ぶ）や滞在者（主に福島県）が原告となって、東電からの直接

の賠償金では十分ではないとして、国かつ東電（または東電のみ）を被告として、損害賠償を請求する集団訴訟（合計約30件、原告数約1万数千人）が起こされている。また、震災関連死（原発事故関連死を含む）に注目すると、福島県では、津波や震災が直接原因の死者数（2019年12月、1614人〔行方不明者196人〕）に対して、震災関連死は、これを上回る2286人に達する（2019年12月復興庁）。こうした中で、震災関連死である「自死」者の遺族による損害賠償請求訴訟も起こされて来ている。

福島原発事故の被害を受けた多くの住民は、被害のなかった状態、つまり地域や生活の原状回復を望んでいる。福島県全域から山形県・沖縄県にわたって居住する（または居住していた）住民計3864人（提訴時）は、2013年から、国と東電を被告として、損害賠償請求と共に、原状回復請求として、「放射性物質による汚染がない状態へ戻すこと」を求める訴訟を起こし、具体的には、原告は、その居住地での「空間線量率を毎時0.04マイクロシーベルト（ $0.04 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ）（自然放射線量）への低下を求めている（生業訴訟^{なりわい}）。また、福島県浪江町津島地区の住民679人は、東京電力・国を被告として、津島地区全域の原状回復（津島地区全域の空間線量率を $0.04 \mu\text{Sv}/\text{h}$ まで低減）を求めている（津島訴訟）。さらには、福島県大玉村等に居住して農業を営む原告8人は、東電に対して、その耕作する農地を放射能汚染がなかった状態に戻すよう、所有権に基づく妨害排除請求（原状回復請求）を起こしている。

こうして、福島原発事故以来問題となっているのは、第1に、同事故の反省を踏まえて、事故後停止していた原発の再稼働を認めるか（iii 原発再稼働の差止め）、第2に、同事故により人々が被った被害をどのように救済（賠償）するか（i 原発被害の救済）、第3に、同事故により生じた被害をどのように原状回復するか（ii 原発被害の原状回復）、の3点であろう。換言すれば、i は、過去に生じた原発被害について金銭の形で「償う」ことであり、ii は、原発被害のなかった過去の状態である原状に「回復する」ことであり、iii は、現在・将来において再び原発被害のないように原発を「止める」ことである。なお、i～iii は、それぞれの訴訟で主張されており、一見異なるように見えるが、もともと三位一体であり、決して切り離せない関係にある。

本書は、以上の i～iii を求める訴訟を相互に関連する「原発訴訟」と考え、

これら「原発訴訟」を並行的に検討することを目的とする。現在（2021年3月）までの10年間、どのような訴訟が展開され、どのような判決・決定が出されているのであろうか。そして、これらは、どのような点に意義があり、問題点を有するのであろうか。iについては、福島原発事故被害者による損害賠償訴訟の判決を（第Ⅱ部）、iiについては、福島原発事故被害者による原状回復訴訟の判決を（第Ⅲ部）、iiiについては、福島原発事故以降の全国の原発再稼働の差止め訴訟の決定・判決を（第Ⅰ部）、それぞれ取り上げることとする。もっとも、これらの判決には、現在なお確定しておらず裁判所に係属中のものが多く、本書が出された後も、新たな展開のもと、その歴史が塗り変えられていくと思う。

本書で取り上げる「原発訴訟」とは、これら3点それぞれを求めて、主に民事の訴訟で争われている訴訟である。取り扱う対象の中心は訴訟であり、筆者の関心や能力的な関係から、原賠審（原子力損害賠償紛争審査会）による紛争外解決手続（ADR）や、行政訴訟・刑事訴訟は除外させて頂いた。さらには、訴訟の規模が大きく原告の数も多い点や能力的な制約から、i～iiiのうち代表的なもののみ検討するという方法をとらざるを得なかった。ただし、iiについては、「原状回復」訴訟の判決を分析すると同時に、訴訟のみでは解決されない訴訟外の「原状回復」政策を取り上げさせて頂いた。本書に収録した論文の初出は巻末に記載した通りであり、本書に収録する際に、2020年9月末時点での情報を踏まえ、可能な限り付加・修正を施したが、基本的には初出時のものがベースである。なお、本書の内容について不十分な点は重々自覚している故、多くの方のご指摘やご批判をお願いできたらありがたいと思う。

ところで、筆者は、東京都立大学大学院博士課程に在籍後、同大学法学部助手を務めて、1989年から14年半の間、福島大学行政社会学部に勤務し、家族と福島に暮らしていたが、今日の福島が置かれた状況や変貌ぶりは、目を覆いたくなるものがある。一刻も早い福島の復興を心から願ってやまない。そして、私の大学院時代以降、厳しいご指導や温かいお励ましを賜わり、東日本大震災の直前の2011年1月に亡くなり、2021年1月で丸10年となる故清水誠都立大学名誉教授のご霊前に、拙いものではあるが、本書の完成をご報告申し上げたい。最後になるが、本書は、関西学院大学から補助を受けて、関西学院大学研

究叢書として法律文化社から刊行される。昨今の出版事情の中で、採算面で厳しい本書の企画を後押しし、様々なご助言を頂いた法律文化社の田藤純子社長と舟木和久氏に感謝したい。

2021年3月

神戸 秀彦